

事務連絡  
令和6年10月28日

各都道府県

農地農業用施設災害復旧事業担当部局長 殿

(各地方農政局等経由)

都道府県・政令市

都市局所管、水管理・国土保全局所管

災害復旧事業担当部局長 殿

各都道府県

災害廃棄物処理担当部(局)長 殿

農林水産省

農村振興局整備部防災課災害対策室長

国土交通省

都市局都市安全課都市防災調整官

水管理・国土保全局防災課総括災害査定官

環境省

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害等廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項(一部改正)

堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(昭和37年8月14日付け建設省都発第194号)第2定義9に規定)及び災害等廃棄物処理事業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定)が連携する場合の申請のワンストップ化や申請書類の簡素化等については、堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害等廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項(一部改正)(令和元年10月18日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長・国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)により行われているところではあるが、今般、別紙のとおり一部を改正することとしたのでご留意願いたい。

「堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害等廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項(一部改正)(令和元年10月18日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長・国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)」は廃止する。

なお、貴管内市町村(都市局所管、水管理・国土保全局所管災害復旧事業担当部局においては、指定都市を除く。)に対しては、貴職より周知方願います。

## 堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が 連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）

### 第1 目的

本留意事項は、堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携し、一括撤去（以下「連携事業」という。）する場合における申請のワンストップ化や申請書類の簡素化を定めることにより、地方公共団体の事務負担を軽減することを目的とする。

### 第2 対象事業

同一地区内において連携事業を実施するもの。

なお、連携事業を実施せず、単独で実施する場合は従来どおりそれぞれに申請するものとする。

### 第3 申請書類のワンストップ化

第2に該当する市町村又は当該市町村が行う申請を経由する都道府県は、以下に掲げる国土交通省又は環境省担当部局のいずれか一方に両事業の申請書を一括送付すれば足りるものとする。なお、従来どおり担当部局双方へそれぞれ申請することも可能とする。

#### 【担当部局】

国土交通省都市局都市安全課指導係

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第二係

### 第4 申請書類の簡素化

一 申請書類の作成単位（箇所）の取扱いは以下によるものとする。

#### (1) 堆積土砂排除事業

- ① 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000 m<sup>3</sup>以上の場合、市町村ごとに一箇所とする。
- ② 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000 m<sup>3</sup>未満であって、2,000 m<sup>3</sup>以上の一団をなす堆積土砂がある場合、当該堆積土砂ごとに一箇所とする。
- ③ 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000 m<sup>3</sup>未満であって、50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000 m<sup>3</sup>以上となる場合、当該堆積土砂ごとに一箇所とする。

#### (2) 災害等廃棄物処理事業

市町村ごとに一箇所とする。

## 二 申請に必要な書類

### (1) 堆積土砂排除事業

#### ① 国庫補助申請時

- ・ 国土交通大臣あて申請書鑑（国庫補助申請）
- ・ 目論見書
- ・ 設計書

#### ② 設計変更時

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20に基づくものとする。

### (2) 災害等廃棄物処理事業

#### ① 国庫補助申請時

- ・ 環境大臣あて申請書鑑
- ・ 事業費算出内訳

#### ② 事業計画変更時

「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて」（平成28年2月22日環廃企発第1602221号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・環廃対発第16022210号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・環産廃発第1602225号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に基づくものとする。

### (3) 共用する書類

#### ① 箇所図

#### ② 気象資料

#### ③ 原因状況資料

#### ④ 図面・写真

#### ⑤ 堆積土砂量及び災害廃棄物量の推計資料

- ・ 土砂については、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」（令和3年10月29日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長通知）に基づき事前に協議したものをを用いることができるものとする。
- ・ 土砂混じりがれきについては、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」（令和3年10月29日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長通知）第2-(1)又は(2)で定める推計方法に準じて算出したものをを用いることができるものとする。  
この場合、前記推計方法の適用に当たっては、「土砂」又は「堆積土砂」を「土砂混じりがれき」と、「宅地堆積土量」を「土砂混じりがれき量」と読み替えるものとする。
- ・ 土砂混じりがれき以外の災害廃棄物については、「環境省実地調査について（改正）」（令和5年6月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）の参考資料に基づき算出したものを活用できるものとする。

#### ⑥ 堆積土砂・災害廃棄物の処理フロー

#### ⑦ 事業費積算内訳

堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業に要する費目・費用を一括記載し

たもので差し支えないが、そのうちそれぞれの事業の対象となる費用について確認できるよう、別途追記や着色等の方法により明示するものとする。

⑧ その他

①から⑦以外で必要となる書類を添付するものとする。

### 三 事業費積算内訳作成時の注意事項

#### (1) 直接工事費

① 堆積土砂と災害廃棄物が区別されている作業に係る費用

各々で計上するものとする。

(例) ・分別後の堆積土砂運搬・処分費用 → 堆積土砂排除事業  
・分別後の災害廃棄物運搬・処分費用 → 災害等廃棄物処理事業

② 堆積土砂と災害廃棄物が混在する作業に係る費用

堆積土砂と災害廃棄物の重量比で按分する。なお、前記二(3)⑤の推計資料を活用する場合は、当該資料で得られた堆積土砂量及び災害廃棄物量に基づき按分するものとする。この場合、土砂混じりがれき量については、他に按分する方法がない場合は堆積土砂量として取り扱うものとする。

堆積土砂の体積を重量に換算する場合については、土砂  $1 \text{ m}^3 = 1.8 \text{ t}$ 、流木  $1 \text{ m}^3 = 0.8 \text{ t}$  を標準とし、その他これによりがたいものは、別途実地調査前までの実績等から算出したものを用いるものとする。

(例) ・堆積土砂と災害廃棄物が混在するものの積込み・運搬費用

(このうち、市町村長が堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて直接排除したものについては、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行ったものであるものとみなす。)

・堆積土砂と災害廃棄物が混在するものの分別費用(分別場所の整備費用(路盤整備等)、分別費用(人件費)、分別場所の撤去費用等)

なお、上記で得られた按分比率は推計量に基づくものであることから、実際に要した費用を両事業へ按分する際には実績量に基づき行うこととなるので予め申し添える。

#### (2) 諸経費

都市災害復旧事業事務取扱方針(昭和37年8月14日付け建設省都発第194号)第8及び附則1(4)に基づき積算を行った上で、堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業との直接工事費比率に応じてそれぞれの事業に按分する。なお、災害等廃棄物処理事業に按分された諸経費については、原則、諸経費率15%以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率が補助対象となり、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができるものとする。

## 第5 公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業との連携

公共土木施設災害復旧事業及び農地農業用施設災害復旧事業での土砂等撤去について、連携事業と併せて実施することができる。ただし、第4一(1) 堆積土砂排除事業の要件が適用される場合に限る。

なお、公共土木施設災害復旧事業については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、農地農業用施設災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、災害復旧事業の申請を行うものとし、「公共土木施設、農地農業用施設及び宅地の一括発注による堆積土砂等撤去の取扱について（令和6年10月28日付け事務連絡）」に基づき土量等を計上するものとする。また、申請書に添付する土砂等撤去にかかる資料について、第4二(3)に掲げる資料を活用することができる。

## 第6 調査（査定）

調査（査定）は、農林水産省、国土交通省、環境省の両査定官により、財務省係官（立会官）が立会の上、原則、一括して現地（実地及び机上）にて行うものとする。

なお、一括しての調査（査定）が困難な場合、地方公共団体は農林水産省、国土交通省、環境省及び財務省とあらかじめ協議を行うものとする。

ただし、道路啓開を先行して実施している場合など、公共土木施設又は農地農業用施設と連携事業の土砂等撤去を併せて実施しない場合、公共土木施設災害復旧事業又は農地農業用施設災害復旧事業にかかる調査（査定）は対象外とする。

## 第7 保留

採択保留となる場合は、保留となる各々の事業において、帰庁の上、その採否を決定するものとする。また、連携事業のうち、いずれかの事業が採択保留となり、その採否を決定した結果、採択保留対象以外の事業について内容に変更が生じる場合は、設計変更（変更交付）にて対応するものとする。

なお、調査（査定）の際に設計書（報告書）に当該条件を明記するものとする。

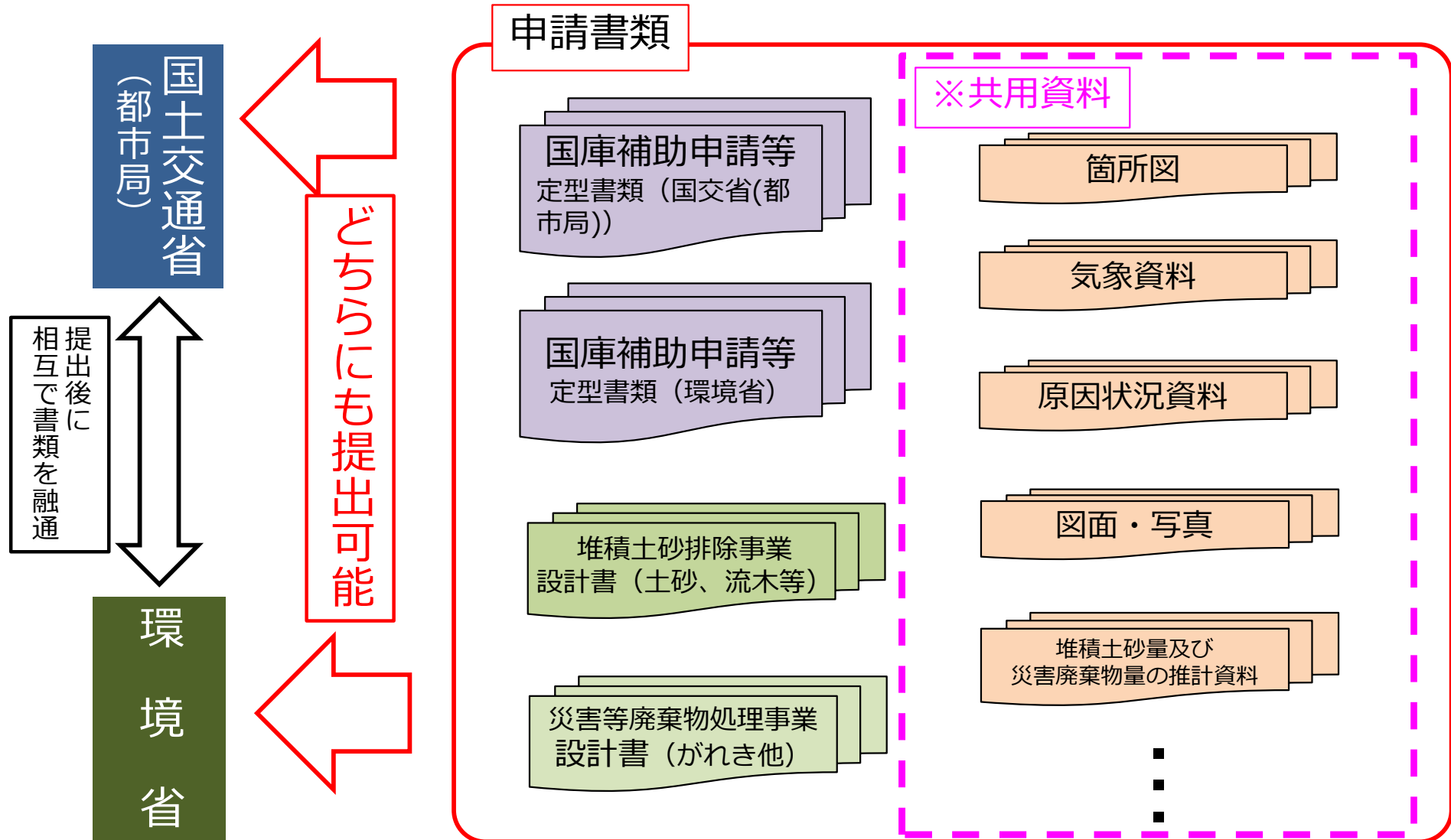
# 災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化について

## 1. 申請のワンストップ化（申請書類の提出先）

- ・申請は、国土交通省（都市局）、環境省の両省どちらに提出しても可。

## 2. 申請書類の簡素化

- ・申請書類は、堆積土砂排除事業・災害等廃棄物処理事業を一体的な作成を可能とする。  
（気象資料や図面・写真等は共用可能）



※公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業の申請にあたり、上記共用資料の活用を可能とする。

# 災害に伴い堆積した土砂等の撤去にかかる連携・効率化について

## 3. 事業費積算内訳の作成

・積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。（追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示）

### 直接工事費

仮置場への運搬・分別費をそれぞれの区分(宅地・道路等公共土木施設・農地農業用施設内)で面積按分

仮置場からの運搬・処分費をそれぞれの区分(宅地・道路等公共土木施設・農地農業用施設内)で面積按分

宅地内の運搬・分別は重量按分  
(宅地内のガレキと流木・土砂)

【処分】 宅地内の運搬・処分は重量按分  
(宅地内のガレキと流木・土砂)

○宅地内

ガレキ流木混じり土砂

【運搬】

【仮置場】

分別  
・土砂  
・流木  
・ガレキ

【運搬】

○宅地内

土砂

流木

ガレキ

国土交通省  
(堆積土砂排除事業)

環境省  
(災害等廃棄物処事業)

○道路等公共土木施設内

ガレキ流木混じり土砂

○道路等公共土木施設内

土砂、ガレキ等

国土交通省  
(公共土木施設災害復旧事業(道路・河川))

○農地農業用施設内

ガレキ流木混じり土砂

○農地農業用施設内

土砂、ガレキ等

農林水産省  
(農地等災害復旧事業)

### 諸経費

各々の事業について直接工事費比率に応じて計上

※ 災害等廃棄物処理事業の諸経費については、原則として15%以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率が補助対象。ただし、この基準によりがたいときは個別協議。

- ・精算にあたり、申請時使用した面積按分を基本とするが、これによりがたい場合は、実態(体積等)に応じてそれぞれの施設分を計上することができるものとし、その場合は精算の際に必要な被災状況を証明できる写真、計測等を仮置場への運搬までに実施すること。
- ・堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可
- ・災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可